

規則第四 条第五号 に規定す る業種	規則別表第二の五の 項の下欄のイに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のホに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の三の 項の下欄のホに掲げ る業種	規則別表第二の三の 項の下欄のホに掲げ る業種	規則別表第二の三の 項の下欄のホに掲げ る業種	規則別表第二の三の 項の下欄のホに掲げ る業種
	一〇〇分 の五	一〇〇分 の二〇	一〇〇分 の五	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇

規則第四 条第五号 に規定す る業種	規則別表第二の五の 項の下欄のイに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のホに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の四の 項の下欄のヘに掲げ る業種	規則別表第二の三の 項の下欄のホに掲げ る業種	規則別表第二の三の 項の下欄のホに掲げ る業種	規則別表第二の三の 項の下欄のホに掲げ る業種	規則別表第二の三の 項の下欄のホに掲げ る業種
	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の一五	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇

附則
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

規則第四 条第六号 に規定す る分別基 準適合物 る業種	規則別表第二の六の 項の下欄のイに掲げ る業種	規則別表第二の六の 項の下欄のロに掲げ る業種	規則別表第二の六の 項の下欄のロに掲げ る業種	規則別表第二の六の 項の下欄のロに掲げ る業種	規則別表第二の六の 項の下欄のロに掲げ る業種	規則別表第二の六の 項の下欄のロに掲げ る業種	規則別表第二の六の 項の下欄のロに掲げ る業種	規則別表第二の六の 項の下欄のロに掲げ る業種	規則別表第二の六の 項の下欄のロに掲げ る業種	規則別表第二の五の 項の下欄のハに掲げ る業種	規則別表第二の五の 項の下欄のハに掲げ る業種	規則別表第二の五の 項の下欄のハに掲げ る業種	規則別表第二の五の 項の下欄のハに掲げ る業種
	一〇〇分 の三〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の〇	一〇〇分 の五	一〇〇分 の五	一〇〇分 の五